

**東アジア・オーストラリア地域フライウェイの渡り性水鳥の保全及び
その生息地の持続可能な利用に関するパートナーシップ**
(略称：東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ)

はじめに

渡り性の水鳥が毎年移動する地理的経路は、「フライウェイ」(付属書 II 参照)として知られている。世界の主要な渡り鳥の渡り経路として、8つのフライウェイが存在する。東アジア・オーストラリア地域フライウェイは、極東ロシアとアラスカから南に、東アジアと東南アジアを経由し、オーストラリアとニュージーランドまで広がっており、22カ国にまたがっている。東アジア・オーストラリア地域フライウェイには、世界的な絶滅危惧種 28 種を含む 250 以上の異なる個体群から成る 5,000 万羽以上の渡り性水鳥が生息している。

水鳥は、渡りの途中に一連の高生産性の湿地に依存しており、そこで体を休めたり採餌したりし、次の飛行のためのエネルギーを蓄える。従って、水鳥の移動経路における国際協力は、渡り性水鳥とその生息地を保全・保護するために不可欠である。

2002 年、ヨハネスブルクにおける持続可能な発展に関する世界サミット (WSSD) で、日本とオーストラリア政府は、国際保全湿地連合 (Wetlands International) とともに、東アジア、東南アジア及びオーストラリア地域における渡り性水鳥にとって国際的に重要なサイトの保全とその持続可能な利用のためのタイプ 2 パートナーシップを成功裡に提案した。このパートナーシップは、WSSD のタイプ 2 イニシアティブのリストに加えられた。

2004 年 11 月、21 の政府機関、政府間組織及び NGO の代表者が韓国に集まり、タイプ 2 パートナーシップのモデルを活用した、渡り性水鳥保全のための将来的な地域協力について討議した。この会議において、このパートナーシップは、政府、政府間組織及び NGO 間の協調を強化し、ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に貢献するものであるとの合意がなされた。

このパートナーシップは、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全委員会、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略 (APMWCS) 及びガンカモ類、ツル類、シギ・チドリ類の各保全行動計画の成果をふまえて構築されるものである。水鳥保全戦略及び保全行動計画は、1996 年以来、渡り性水鳥にとって重要な生息地を保全・保護するための国際協力、調整及び活動を促進し、導いてきた。

水鳥保全戦略及び保全行動計画に基づく成果としては、渡り性水鳥に関する知識の充実、渡り性水鳥の重要性の普及啓発、渡り性水鳥にとって重要な生息地の維持に責任を有する管理者の管理能力の向上に寄与といった、様々な活動だけでなく、東アジア・オーストラリア地域フライウェイに生息する渡り性水鳥にとって国際的に重要な生息地を 700 カ所以上特定したこと、及びガンカモ類、ツル類、シギ・チドリ類の重要生息地ネットワークが構築されたこと等が挙げられる。

これらの尽力にもかかわらず、水鳥そして沿岸域や内陸の生息地は、特に東アジアと東南アジアにおいて、急激な人口増加と経済発展により、ますます大きな圧力を受けている。この圧力は、渡り期間中に東アジア・オーストラリア地域フライウェイの中央部を利用する水鳥のみならず、これらの国々で非繁殖期を過ごす水鳥にも影響している。このパートナーシップは、渡り性水鳥と重要な場所を共有している地域住民にとっての経済発展の重要性を認識しつつ、渡り性水鳥の個体数維持に必要とされる生息地及びその質を維持しようとするものである。

このパートナーシップは、渡り性水鳥の重要生息地ネットワークを構築し、促進すること、そして生態系サービスの持続可能な供給を確実にするために、地元レベルでの管理能力を向上させることが、このパートナーシップ文書の付属書Ⅲに掲載されている渡り性水鳥の保全強化につながることを認識する。また、渡り性水鳥の保全を図る上で、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ全体での活動を進めることが、渡り性水鳥の保全状況の強化のために最も効果的な方法であることを認識する。

このパートナーシップは、ラムサール条約、ボン条約、生物多様性条約（決議 VII/4 及び 7/28）、国連開発計画（UNDP）及び国連環境計画（UNEP）の優先プロジェクト及びガイドライン、第3回世界水フォーラムでとりまとめられた UNEP 水政策及び水行動集を含む、政府間協定やその他の国際的な枠組の履行にも貢献するものである。ラムサール条約の決議 IX.7 において、このパートナーシップが条約に基づく地域イニシアティブとして承認されたことは、東アジア・オーストラリア地域フライウェイにおけるこのパートナーシップの重要性が認められたという意味で意義深い。

このパートナーシップは、現在、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ上で渡り鳥に関する二国間協定を締結している国（中国、日本、米国、オーストラリア、ロシア、韓国、北朝鮮）が、それぞれの協定のもとでの責務の履行を支援するものである。

フライウェイ・パートナーシップのパートナーは、以下のとおり相互に合意する：

第1節. 法的位置付け

このパートナーシップは、パートナー間の非公式で自発的な取り組みである。

第2節. 目的、長期的目標、目標

目的

このパートナーシップの目的は、渡り性水鳥とその生息地を保全するため、あらゆるレベルの行政機関、湿地管理者、多国間環境協定、研究機関、国連機関、開発援助機関、産業・民間部門、専門家、NGO、市民団体、地域住民等の多様な関係者間での対話と協力、共同作業を促進するためのフライウェイ規模の枠組みを提供することである。

長期的目標

東アジア・オーストラリア地域フライウェイの渡り性水鳥及びその生息地が認識され、人間及び生物多様性の利益のために保全されること。

目標

1. アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略のネットワークの成果に基づき、渡り性水鳥の保全にとって国際的に重要な生息地ネットワークを構築する。
2. 渡り性水鳥及びその生息地の価値に関する広報、教育、普及啓発を強化する。
3. 水鳥とその生息地に関するフライウェイ調査及びモニタリング活動を強化し、知識を充実させるとともに、情報交換を促進する。
4. 自然資源の管理者、政策決定者及び地域の利害関係者の、生息地と水鳥管理に関する能力を向上させる。
5. 特に優先種及びその生息地に関して、フライウェイ規模で渡り性水鳥の保全状況を強化する手法を開発する。

第3節. アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略のネットワークの成果に基づき、東アジア・オーストラリア地域フライウェイにおいて、渡り性水鳥の保全にとって国際的に重要な生息地ネットワークを構築する

1. 「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・水鳥重要生息地ネットワーク（以下、渡り性水鳥重要生息地ネットワーク）」の構築は、パートナーシップにとって不可欠な要素であり、一連の国際的に重要な生息地が、フライウェイ内の渡り性水鳥の長期的な生存のため、持続可能に管理されるようにするものである

2. アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づくガンカモ類、ツル類及びシギ・チドリ類の重要生息地ネットワークの参加地は、移行ガイドラインにより、特段の検証を要せず「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・水鳥生息地ネットワーク」に加わるよう勧められる。
3. 重要生息地ネットワークでは、各生息地が、どの種または種群の水鳥（ガンカモ類、ツル類、シギ・チドリ類、サギ類、アジサシ類等）によって国際的に重要なのかを明示する。生息地間に共通して見られる種は、パートナーシップにおける協力活動にとって確かな基盤である。
4. 政府パートナーは、付属書Vの渡り性水鳥重要生息地ネットワークに掲載するため、その領域内に存在する国際的に重要な渡り性水鳥の生息地を提出することが奨励される。付属書IVの参加基準が満たされれば、パートナーは提出に留意し、そのサイトは、渡り性水鳥重要生息地ネットワークに加入する湿地のためのガイドラインに沿って、付属書Vに掲載される。
5. 政府パートナーは、渡り性水鳥重要生息地ネットワークから湿地を削除し、その決定を事務局に通知する権限を持つ。
6. 政府パートナーは、自国のネットワーク参加地の管理者が、関連する国際的に認められたガイドライン（例：ラムサール条約の湿地管理ガイドライン等）に沿った湿地管理計画を策定し、実施できるように支援しなければならない。

第4節. 渡り性水鳥及びその生息地の価値に関する広報、教育及び普及啓発

1. パートナーは、渡り性水鳥とその生息地の保全及び持続可能な利用に関する、フライウェイ規模の広報、教育及び普及啓発活動を奨励する。
2. パートナーは、渡り性水鳥とその生息地を保全・保護するための活動に地域住民と意志決定者をより多く参画させるため、渡り性水鳥及びその保全の重要性に関する普及啓発を図ることが奨励される。
3. 教育、普及啓発用の教材の核となるメッセージは、水鳥は毎年の渡りを完了する必要があること、また渡り性水鳥の保全のためフライウェイ全体で活動を進めること、フライウェイ上の重要生息地ネットワークの概念である。

第5節. 水鳥とその生息地に関するフライウェイ規模の調査及びモニタリング活動を強化し、知識を充実させるとともに、情報交換を推進する。

1. パートナーは、共有する渡り性水鳥の個体群とその生息地に関連した、フライウェイ規模の共同調査・モニタリング事業の開発と実施を行うことが奨励される。

2. パートナーは、鳥類疾病のリスク評価と対応策の策定を支援するため、渡り性水鳥の渡り戦略に関する、さらなる理解の必要性を認識する。
3. パートナーは、フライウェイにおける調査・モニタリング事業から得られる情報及び資料を共有することが奨励される。

第6節. 自然資源の管理者、意志決定者及び地域の利害関係者の生息地と水鳥管理に関する能力を向上させる。

1. パートナーは、渡り性水鳥重要生息地ネットワークを通じて、持続可能な発展のための管理技術の促進、管理計画の策定と実施、水鳥のモニタリング、普及啓発の推進、及び調査計画の立案を含む専門知識を向上させるため、連携するよう、奨励される。
2. パートナーは、特にフライウェイ上の能力や資源が乏しい国に注意を向けつつ、国際的に重要な生息地の管理において、持続可能な開発の原則の採用及び履行を行うため、地域社会を支援するよう、奨励される。

第7節. 特に優先種やその生息地に関して、広範なフライウェイにおける渡り性水鳥の保全状態を強化する手法を開発する。

1. パートナーは、フライウェイ上の優先種（世界的に絶滅のおそれのある渡り性水鳥、地域的に絶滅のおそれのある個体群、保全状況に懸念のある種、及び象徴種）及びその生息地について、保全及び種の管理計画の策定を促進、支援するよう、奨励される。

第8節. 会員

1. 政府機関は、パートナーシップ文書を承認し、パートナーシップの目標及び活動を支持することにより、このパートナーシップに参加できる。
2. 国際NGO、国際機関及び国際的な企業は、パートナーシップの目標及び活動を支持することにより、このパートナーシップに参加できる。
3. このパートナーシップは、いつでも、新たなパートナーを受け入れることができる。
4. パートナーは、パートナーシップの新規会員の勧誘に努めなければならない。
5. パートナーは、パートナー会議の会期外に参加申請を行うこと。申請後1ヶ月以内に異論が示されなかった場合には、申請者はパートナーリストに追加される。
6. パートナーは、パートナーシップの実施において、様々なレベルの行政機関の役割を認識するとともに、活動を支援するため、国レベル及びサイトレベルのパートナーシップの構築を奨励しなければならない。

7. パートナーは、パートナーシップからいつでも脱退できるが、事前通知を行うことを奨励する。
8. パートナーの最新リストは、付属書 I として維持管理される。

第9節. 運営事項

1. まず、パートナーシップの実施状況を監督するため、相互に便利な場所において、パートナー会議を年1回または必要に応じて開催する。
2. パートナーは、任期2年の議長及び副議長を選出しなければならない。
3. パートナーは、パートナーシップに関する効果的なコミュニケーション及び調整を図るとともに、フライウェイ内の様々な活動を調整するため、事務局を設置しなければならない。パートナーは、事務局に対して支援や資源の提供を行うよう、奨励される。
4. パートナーは、事務局の性質を検討し、付託事項を策定し採択しなければならない。
5. パートナーは、事務局業務を提供するため、パートナーまたは団体のサービスを活用することができる。
6. パートナーは、パートナー会議における全会一致により、パートナーシップ文書を改正できる。
7. パートナーは、付属書Ⅲに掲載されている渡り性水鳥の分類群について、その追加、削除を含めて、全会一致により改正できる。
8. パートナーは、パートナーシップを効果的に運営するための管理委員会を設置することができる。
9. パートナーは、必要に応じて、助言グループ、及び恒久的あるいは臨時の作業部会／特別委員会を設置することができる。現在の組織図は、付属書 VI に掲載されている。

第10節. 財政事項

1. パートナーは、パートナーシップに基づく活動を支援するための資源を提供するよう、奨励される。
2. パートナー会議は、以下の事項のための資金確保の必要性、及び方法に関して評価を行う。
 - a) パートナーにより実施されるパートナーシップに基づく活動に対する支援
 - b) 事務局、助言グループ、作業部会／特別委員会及びパートナーシップの下に設立されたその他組織の運営に必要とされる費用

付属書I パートナーのリスト (2020年3月31日現在)

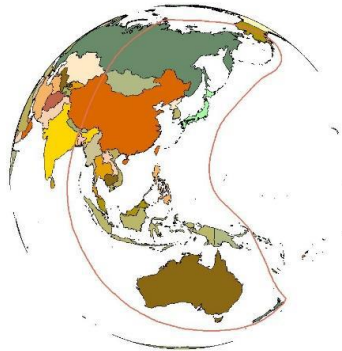
(政府/政府間/非政府パートナー)によって承認	(場所) あるいは (方法)	日付
オーストラリア	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
インドネシア	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
日本	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
フィリピン	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
韓国	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
ロシア	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
シンガポール	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
米国	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
ボン条約事務局	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
ラムサール条約事務局	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
オーストラリア渉禽類研究グループ	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
国際ツル財団	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
国際湿地保全連合	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
世界自然保護基金	ボゴール、インドネシア	2006年11月6日
国際自然保護連合	暫定事務局への通知	2006年11月6日
バードライフ・インターナショナル	ボゴール、インドネシア	2006年11月9日
公益財団法人日本野鳥の会	暫定事務局への通知	2007年7月18日
カンボジア	北京、中華人民共和国	2007年11月13日
中華人民共和国	暫定事務局への通知	2008年3月17日
国際連合食糧農業機関	暫定事務局への通知	2008年11月6日
英国水禽湿地協会	パートナーシップ議長への通知	2010年1月21日
プロコロコ・ミランダ・ナチュラルリスト協会	パートナーシップ議長への通知	2010年5月18日
バングラデッシュ	パートナーシップ議長への通知	2010年6月3日
タイ	パートナーシップ議長への通知	2010年9月8日
モンゴル	パートナーシップ議長への通知	2010年12月3日

ニュージーランド	パートナーシップ議長への通知	2011年9月5日
リオ・ティント	パートナーシップ議長への通知	2011年11月11日
マレーシア	パートナーシップ議長への通知	2012年10月9日
野生生物保全協会	パートナーシップ議長への通知	2013年2月12日
北極評議会動植物相保存作業部会	パートナーシップ議長への通知	2013年5月10日
生物多様性条約事務局	パートナーシップ議長への通知	2013年11月26日
ミャンマー	パートナーシップ議長への通知	2014年6月17日
東南アジア諸国連合 生物多様性センター	パートナーシップ議長への通知	2014年7月2日
ベトナム	パートナーシップ議長への通知	2014年9月19日
ハンス・ザイデル財団	パートナーシップ議長への通知	2016年3月14日
朝鮮民主主義人民共和国	パートナーシップ議長への通知	2018年4月11日
ポールソン研究所	パートナーシップ議長への通知	2018年12月11日

付属書Ⅱ 定義

パートナーシップの目的のために、以下のとおり定義する。

1. 「渡り性水鳥」とは、付属書Ⅲで特定される東アジア・オーストラリア地域フライウェイに生息する水鳥の種、あるいはそれ以下の分類の水鳥であって、その個体群の相当部分が周期的にかつ予測できる形で、一以上の国の管轄の境界を超えて移動する鳥を意味する。
2. 「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ」とは、異なる国や大陸の生息地及び生態系同士を直接結びつける、地球的規模の水鳥の渡りシステムの一つを意味する。東アジア・オーストラリア地域フライウェイには、米国（アラスカ）とロシア（極東ロシア）の一部、東アジア、東南アジア及びオーストラリア地域が含まれる。



東アジア・オーストラリア地域フライウェイの地図

3. 「フライウェイ」とは、東アジア・オーストラリア地域フライウェイを意味する。
4. 「政府パートナー」とは、パートナーシップを承認した国家レベルの行政機関を意味する。フライウェイに含まれる国は、オーストラリア、バングラデッシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、ロシア、シンガポール、東ティモール、タイ、アメリカ、ベトナムである。
5. 「政府間機関パートナー」とは、パートナーシップを承認した国際的及び地域的な組織、団体及び機関を意味する。
6. 「国際NGOパートナー」とは、フライウェイ上の一カ国以上において水鳥保全活動に携わっている国際NGO及び国レベルのNGO、さらに国際企業であって、パートナーシップを承認した団体を意味する。
7. 「フライウェイパートナー」とは、集合的に、フライウェイ内の政府パートナー、政府間機関パートナー及び国際NGOパートナーを指す。

8. 「渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」とは、フライウェイ内で共有される種や個体群を通じた、渡り性水鳥の重要生息地の相互連結システムを意味する。

付属書Ⅲ 東アジア・オーストラリア地域フライウェイにおける渡り性水鳥の分類群

(第10回パートナー会議の決議11に記載されているように、渡り性水鳥の追加の分類群を含めて更新される)

分類群	和名
Anatidae	ハクチョウ類、ガン類、カモ類、(Swans, geese and ducks)
Podicipedidae	カイツブリ類 (Grebes)
Phaethontidae	ネッタイチョウ類 (Tropicbirds)
Heliornithidae	ヒレアシ類 (Finfoots)
Rallidae	クイナ類 (Rails, gallinules and coots)
Gruidae	ツル類 (Cranes)
Gaviidae	アビ類 (Divers/Loons)
Hydrobatidae	ウミツバメ類 (Northern storm petrels)
Oceanitidae	ウミツバメ類 (Austral storm-petrels)
Procellariidae	ミズナギトリ類 (Shearwaters and petrels)
Ciconiidae	コウノトリ類 (Storks)
Threskiornithidae	トキ類、ヘラサギ類 (Ibises and spoonbills)
Ardeidae	サギ類 (Herons, egrets and bitterns)
Pelecanidae	ペリカン類 (Pelicans)
Fregatidae	グンカンドリ類 (Frigatebirds)
Sulidae	カツオドリ類 (Gannets and boobies)
Phalacrocoracidae	ウ類 (Cormorants and shags)
Haematopodidae	ミヤコドリ類 (Oystercatchers)
Recurvirostridae	セイタカシギ類、ソリバシセイタカシギ類 (Stilts and avocets)
Charadriidae	チドリ類 (Plovers)
Jacanidae	レンカク類 (Jacanas)
Scolopacidae	シギ類 (Sandpipers)
Glareolidae	ツバメチドリ類 (Pratincoles)
Laridae	カモメ類、アジサシ類、ハサミアジサシ類 (Gulls, terns and skimmer)
Stercorariidae	トウゾクカモメ類 (Skuas and jaegers)
Alcidae	ウミスズメ類 (Auks, murre and puffins)

付属書IV 渡り性水鳥重要生息地ネットワークの参加基準

渡り性水鳥重要生息地ネットワークへの参加基準として、このパートナーシップは以下の基準を採用する。

- a. ラムサール条約（ラムサール（イラン）、1971年）における渡り性水鳥の国際的に重要な生息地に関する基準

基準2. 危急種、絶滅危惧種または近絶滅種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準5. 定期的に20,000羽以上の水鳥を支えている場合、国際的に重要な湿地とみなす。

基準6. 水鳥の一つの種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

- b. アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略において適用された中継地に関する基準

- i. 渡り性水鳥の一つの種または亜種の個体群において、個体数の0.25%を定期的に支えている中継地は、国際的に重要な中継地とみなす。

- ii. 渡りの時期に一度に5,000羽以上の水鳥を定期的に支えている中継地は、国際的に重要な中継地とみなす。

- c. フライウェイ内の個体群の維持のため、渡り性水鳥の重要な割合を支える場合、またはライフサイクルの重要な段階で渡り性水鳥を支える場合、例外的状況として、その生息地を推薦することができる。このような推薦の根拠については、パートナーシップが案件ごとに検討する。

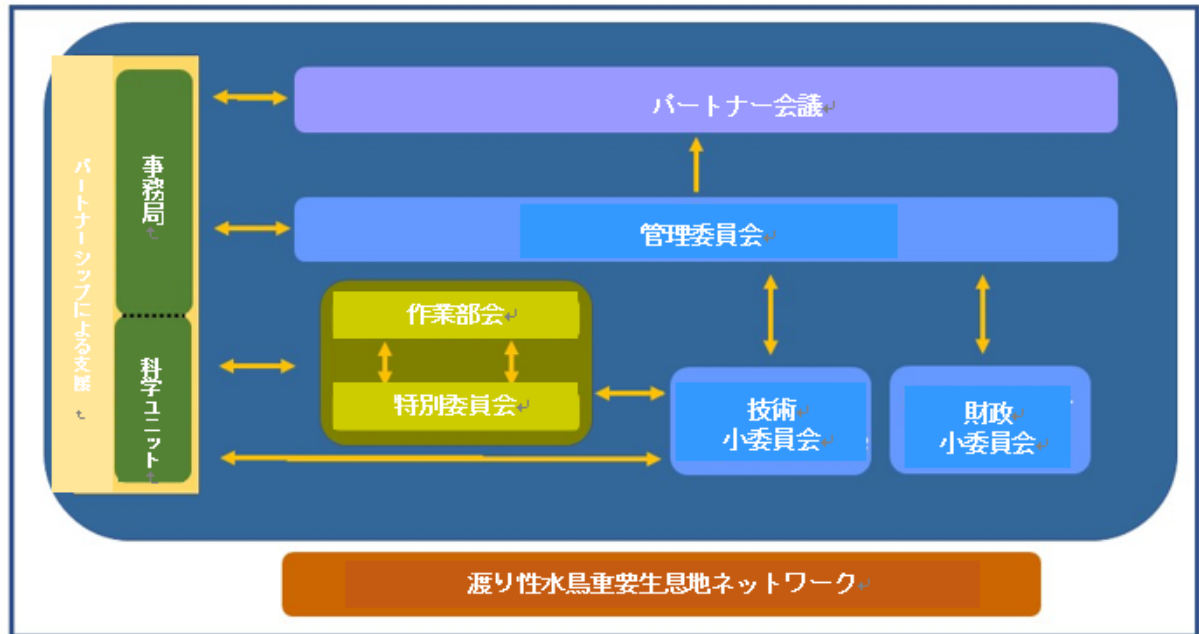
付属書V 東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワークに参加しているサイト一覧 (2020年3月現在)

国名	渡り性水鳥重要生息地ネットワークの参加地	当該湿地が国際的に重要とみなされる根拠となる、渡り性水鳥の種または種群 *

* 最新の湿地情報票に基づく

付属書VI 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの組織構成図

(EAAFP 第 10 回パートナー会議の決議 3 で採択されたとおり)



*事務局は本構成内のすべての組織を支援する。